

地方行政デジタル化への支援について

東 北 部 会 提 出

国においては、デジタル社会の実現に向けた重点計画に基づき、成長戦略の柱としてデジタル田園都市国家構想を掲げ、全ての国民がデジタル化のメリットを享受できるようデジタルトランスフォーメーション（DX）を積極的に推進しております。

こうした中、基礎自治体においては、行政手続のオンライン化の推進や情報システムの標準化・共通化を図るなど、デジタル化による住民サービスの向上を図るとともに、AI・RPAの活用による行政DXに向けた取組が急務となっております。

つきましては、基礎自治体のデジタル化の推進に関し、下記の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

記

1. 令和7年度を目標に、デジタル庁が調達するガバメントクラウドを活用し、標準標準拋システムを利用できるようにすることを義務化しているが、デジタル化の推進体制や進捗状況が異なる基礎自治体に配慮し、目標達成の時期等については柔軟に対応するとともに、必要な財政支援を講ずること。
2. 基礎自治体における基幹系情報システムに関して、現在措置されている財政支援の補助率の増嵩や今後、新たに発生する経費等についても支援すること。
3. デジタル化に伴うシステムを維持するためには、システムのバージョンアップや機器類の更新が必要不可欠であるが、国の財政措置はシステム導入経費のみを対象としていることから、ランニングコスト、更新費用等についても国の補助対象とするなど、基礎自治体のニーズに即した柔軟な財政支援を講ずること。
4. AI・RPA等の全国的な共同運用・共同利用を積極的に推進すること。
5. 「デジタル田園都市国家構想交付金」の事業採択にあたっては、地方の社会課題解決や魅力向上の取組を深化・加速化する観点から、基礎自治体が柔軟に活用できるよう配慮すること。